

山梨県公立学校

働き方

取組方針

改革

働き方改革は全員が担当者

～みんなのウェルビーイングの

実現のために～

令和8年3月改定

山梨県教育委員会

はじめに

山梨県教育委員会では、山梨の教育を更に充実・発展させていくための最重要課題の一つとして、学校における働き方改革の推進を掲げてきました。子供たちのために日々強い使命感と責任感をもって尽力されている先生方が、よりいっそう元気に笑顔で子供たちに向き合い、専門性や創造性を存分に発揮され、豊かな教職人生を送る観点から、学校の働き方改革は極めて重要です。

また、本県が目指している子供主体の授業への転換や、課題解決型の探究活動を深化させ、これからの未来を生きていく子供たちへのよりよい教育を実現させるためには、働き方改革の取組によって余白の時間を生み出す必要があり、このような観点からも働き方改革は重要です。

本県では、令和3年3月に策定した「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」に基づき、勤務時間管理の徹底や校務の精選・効率化、部活動指導の負担軽減、外部人材や支援スタッフの活用などの取組を総合的に進めてきました。また、全国に先駆けて、小学校への段階的な25人学級の導入などの少人数教育や、学校現場での事務負担を抜本的に軽減する「学校現場への文書半減プロジェクト」を推進してきたところです。

これらの取組により、一定の成果は現れているものの、未だ長時間勤務の教員が多い状況が続いており、教員採用選考検査の志願倍率も低下傾向にあることから、教員の質や人材確保という側面からも、教職員にとって「働きやすい」「働きがい」のある職場環境づくりが求められます。

そこで、このたびの取組方針の改定では、「働き方改革は全員が担当者～みんなのウェルビーイングの実現のために～」を掲げ、本県の働き方改革が進むべき方向を明確に示しました。

また、民間事業者のノウハウも活用した、学校の主体的な取組をサポートする視点を新たに取り入れ、これまで以上に、県と市町村（組合）教育委員会が一体となって取組を推進していくこととしました。

学校の働き方改革に正解はありません。だからこそ、前例踏襲ではなく、絶えず改善を繰り返しながら最適な働き方を目指していく修正主義の姿勢で取り組むことが重要です。

教職員一人ひとりが自分事として自らの働き方を見つめ直し、一人ひとりが働き方改革の担当者として取り組むことを期待します。また、保護者や地域の皆様など学校を取り巻く方々におかれましては、学校の働き方改革に積極的に関わっていただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。県教育委員会は、みんなのウェルビーイングの実現のために、県下一丸となった取組を引き続き全力で推進してまいります。

令和8年3月
山梨県教育委員会

目次

はじめに

本編

1. 取組方針策定と改定の背景	3
2. 令和3年策定の取組方針の振り返り	4
3. 目的・目標等	8
4. 各取組主体の推進体制と役割、進捗管理	10
5. 学校の働き方改革推進の具体的な取組内容と取組主体	13
6. 関連する取組、今後のフォローアップ	19
7. 学校の働き方改革「校内ワークショップ」	20
<別記> 県立学校の取組内容についての具体と重点	23

資料編

1. これまでの取組経過及び各種調査結果	
(1) これまでの取組経過	資1
(2) 「時間外在校等時間等における業務実態調査」結果（概要）	資2
(3) 「学校の働き方改革についての教職員の意識等調査」結果（概要）	資4
(4) 各取組主体の主な意見	資6
2. 本県の実践事例	資8
3. 関連する答申・方針・ガイドライン等	
(1) 令和6年中央教育審議会答申（概要）	資25
(2) 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（概要）	資29
(3) やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（概要）	資31
(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要	資32
(5) 学校・教師が担う業務に係る3分類	資33
(6) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が 教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針	資34
4. 参考資料	資36

本 編

山梨県公立学校
働き方
取組方針

改革

～働き方改革は全員が担当者
みんなのウェルビーイングの
実現のために～

1. 取組方針策定と改定の背景

学校を取り巻く環境が大きく変化し、教職員が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中で、教職員の厳しい勤務実態が全国的に問題となっている。

こうした中、山梨県教育委員会では、教員が子供と向き合う時間を確保できるよう、平成29年3月に「教員の多忙化改善に向けた取組方針」を、令和3年3月に「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」（以下「旧取組方針」という。）を策定し、教員の働き方改革に取り組んできた。

また、令和5年12月に、「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、従来のガイドラインを踏まえつつ、適切な部活動の運営等の在り方を示すとともに、中学校における休日部活動の地域展開を進めてきた。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大やGIGAスクール端末の整備による学びの保障、更にはコロナ禍後の教育活動の再開等、学校の状況が大きく変化し、教職員にとっても様々な課題に対応を求められることとなった。

国においては、令和6年8月に、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」が出され、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが提言された。

また、教員の働き方改革の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改訂作業が進められ、服務監督教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務づけることが示されていた。

本県では、この改正給特法の成立を見据え、その内容を考慮しつつ、令和7年3月に取組方針の改定を行い、教育委員会や学校などの各取組主体が今後取り組むべき事項を整理し、働き方改革の手引きとして有効活用できるように充実させた。また、民間事業者のノウハウも活用しながら、学校の主体的な取組をサポートする新たな視点も取り入れた。

更に、令和7年9月に、文部科学省から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、本取組方針を再度改定した。

なお、今回の改定において、本取組方針をもって、県立学校の業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけることとした。

今後も、この取組方針に基づく取組を、市町村（組合）教育委員会ははじめ、引き続き関係機関と緊密に連携しながら推進していく。

2. 令和3年策定の取組方針の振り返り

目標達成状況

数値目標① 時間外在校等時間の縮減

令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。

《山梨県総合計画（以下、「総合計画」という。）における目標：令和5年度～令和8年度》

※総合計画（令和1年度～令和4年度）の改定に伴い、旧取組方針策定時の目標を見直し、令和8年度末までに達成する内容に変更

〈月当たりの正規の勤務時間が80時間を超過した教育職員の割合〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立小中学校	— 〈24.5%〉	— 〈26.1%〉	7.9% 〈26.4%〉	6.6% 〈23.5%〉	6.4%
県立学校	— 〈21.8%〉	— 〈24.9%〉	4.8% 〈19.9%〉	4.7% 〈18.0%〉	4.2%
県全体	— 〈23.6%〉	— 〈25.7%〉	6.9% 〈24.4%〉	6.0% 〈21.8%〉	5.8%

※〈 〉内の数値は、旧総合計画での解釈に基づく割合

「月当たりの正規の勤務時間が80時間を超過した教育職員」の解釈については、年間の状況をより実態に即して示すために、令和5年度より年平均の考え方を採用している。（令和4年度を基準年とする。）

- ・旧総合計画での解釈 →月80時間を一度でも超過した教育職員の割合
- ・総合計画での解釈 →月80時間を超過した教育職員の月ごとの平均的な割合

算出方法（月80時間超過者数の年間合計÷年間の延べ教育職員数）

数値目標② 子供と向き合う時間の確保

令和5年度末までに、「きずなの日」を年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。

《山梨県教育振興基本計画（以下、「教育振興基本計画」という。）における目標：令和1年度～令和5年度》

※令和6年度から、教育振興基本計画（令和1年度～令和5年度）の改定に伴い次のように変更

- ・旧取組方針策定時の目標を見直し、取組達成年度を、令和10年度末までに変更
- ・「定時退校日」を新たに追加した内容に変更

〈きずなの日の実施状況〉

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立小中学校	43.6%	68.4%	53.3%	87.8%	94.3%	100%	100%
県立学校	76.6%	89.4%	83.7%	87.5%	93.3%	100%	100%

※目標回数を実施できた学校の割合

※平成29年度「年間12回以上」、平成30年度以降「年間20回以上」

※令和6年度以降、「きずなの日」とともに「定時退校日」の実施状況について設定

数値目標③ 部活動における教員の負担軽減

令和5年度末までに、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合を中学校で100%、高等学校で90%以上にする。

《教育振興基本計画における目標：令和1年度～令和5年度》

※令和6年度から、教育振興基本計画（令和1年度～令和5年度）の改定に伴い次のように変更

- ・旧取組方針策定時の目標を見直し、取組達成年度を、令和10年度末までに変更
- ・中学校、高等学校ともに目標を100%に変更

表1 〈平日1日を休養日としている顧問の割合〉

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立中学校	80.4%	86.0%	84.5%	89.6%	91.1%	94.8%	100%
高等学校	79.0%	79.4%	81.3%	85.0%	83.8%	86.9%	87.9%

表2 〈土日のいずれか1日を休養日としている顧問の割合〉

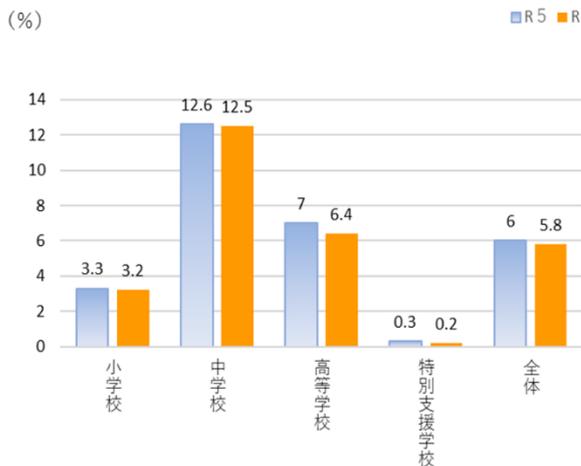
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立中学校	93.2%	96.5%	98.1%	96.1%	97.2%	100%	100%
高等学校	80.9%	84.2%	85.8%	87.9%	86.7%	90.6%	87.1%

※表1、2：令和5年度までの公立中学校の目標値100% 高等学校の目標値90.0%

※表1、2：令和6年度以降、高等学校の目標値100%に設定

参考

時間外在校等時間が月80時間を超過した教職員の推移
(年平均)



➤ 時間外在校等時間が月80時間を超過する教育職員は、減少傾向にある。

➤ 小学校よりも、中学校の方が、時間外在校等時間が月80時間を超過する教育職員の割合が高い。

➤ 年間のうち、4月～6月と9月～10月は、学校の繁忙期であり、全校種とも時間外在校等時間が増加する傾向にある。

令和6年度 時間外在校等時間が月80時間を超過した教職員の割合 (単月ごと)



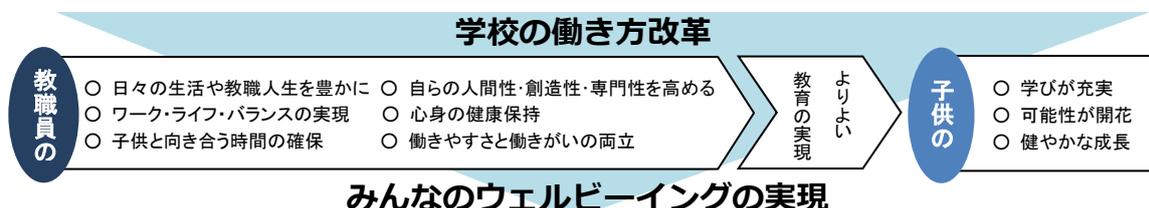
〈アンケートの記述から ～学校現場が感じていること～ 〉

- ・学校現場において、業務見直し等の取組を進めてきたが、これ以上の削減は難しい。
- ・コロナ禍以降、教育委員会等が主催する会議や研修等が再開し、開催方法もオンライン実施から参集に戻っているものもあるため、会場への移動に時間がかかっている。
- ・授業準備や教材研究など、教員が本来担うべき業務に専念できるための環境を更に整えていく必要がある。
- ・学校や教師以外が担うべき業務のための人材確保・業務委託が難しい。
- ・依然として部活動指導の負担が大きい。
- ・地域移行の進み具合も地域によって差がある。
- ・ICTの活用や校務支援システムの更新により、業務改善を更に進める必要がある。
- ・学校の働き方改革への保護者や地域の方々の理解・協力が、更に必要である。
- ・教職員の安定的な配置・確保による指導体制の充実が必要である。

以上のことから、引き続き**管理職のマネジメントとリーダーシップ**のもと働き方改革の取組を進めるとともに、**全教職員が働き方改革の担当者**として、**学校全体が主体的に取り組んでいく**ことが重要である。特に、一人ひとりの**ワーク・ライフ・バランスの実現**や、やりがいを感じられる職場づくりを行い、「**働きやすさ**」と「**働きがい**」の両立を図ることで、**学校のウェルビーイングを高める**働き方改革に取り組んでいく必要がある。

3. 目的・目標等

学校の働き方改革の目的



- 全員が担当者である学校の働き方改革により、子供たちへのよりよい教育を実現
教職員と子供たち、みんなのウェルビーイングを実現
- 前例踏襲をよしとせず、教職員の働き方を絶えず柔軟に見直し、修正主義で改善し続けていくことで、日々の生活や教職員人生を豊かにし、自らの人間性・創造性・専門性を高めていく。

目標

目的を達成するために、

- (I) 民間ノウハウも活用しながら、学校による主体的な取組をサポートし、【取組の重点項目】の実践を促すことで、学校・教職員の業務内容の見直しや教職員の長時間勤務の状態を改善し、教職員が本来の業務に専念できる環境を整える。
- (II) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）及び「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を履行し、次の数値目標の達成を目指す。

① 時間外在校等時間の縮減

- ア 令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。《山梨県総合計画における目標》
- イ 令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。【新】
- ウ 令和11年度末までに、平均の時間外在校等時間を月30時間に縮減する。

② 子供と向き合う時間の確保

- 令和10年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。《山梨県教育振興基本計画における目標》
- ※「定時退校日」については、「きずなの日」と同日設定も可
- ※「きずなの日」には、放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創

出するとともに、定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す。毎月2回、原則第一、第三月曜日に設置。年間20回以上実施

③ 部活動における教員の負担軽減

令和10年度末までに、週当たり平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合を中学校、高等学校ともに100%にする。《山梨県教育振興基本計画における目標》

④ 一人ひとりの主体的な取組の推進

令和11年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を100%にする。

⑤ 働きがいの向上

仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%にする。

※①の数値目標については、令和9年度以降に改定される山梨県総合計画を踏まえた目標を設定すること。

※②③の数値目標については、令和11年度以降に改定される山梨県教育振興基本計画を踏まえた目標を設定すること。

取組の重点項目

- ① 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底
 - ② 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
 - ③ 民間ノウハウの活用・学校の自律自走
 - ④ 校務の改善・効率化・明確化
 - ⑤ 部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減
 - ⑥ P T A ・地域・関係諸団体との連携
- ★ 働き方改革により教職員の余白の時間を生み出し、子供主体の授業への改善・効果的な教育活動を推進

※ 取組内容の詳細は、P 1 3 以降の『5. 学校の働き方改革推進の具体的な取組内容と取組主体』に記載

取組の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

※次の山梨県教育振興基本計画の策定・改訂（令和10年度）を考慮

取組の追加・変更・見直し

取組方針は、国の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、必要な取組の追加・変更・見直しを行う。(令和9年度に検証・見直し)

4. 各取組主体の推進体制と役割、進捗管理

県教育委員会

1 「山梨県公立学校働き方改革推進委員会」における取組方針の進捗管理

- (1) 推進委員会において、この取組方針を進捗管理し、教員の勤務実態を踏まえ、働き方改革を図るための取組の推進について検討する。
- (2) 取組方針に基づいた各取組主体の計画による取組状況や達成状況を把握・検証し、この取組方針の見直し等に継続的に取り組む。
- (3) 必要に応じて、推進委員会に業務改善や部活動の負担軽減等、特定課題について検討するワーキングを設置し、協議内容を推進委員会に報告する。
- (4) 推進委員会における検討内容や、取組状況・達成状況を県教育委員会のホームページに掲載する。
- (5) 学校の働き方改革の効果的な取組について、各市町村（組合）教育委員会や各学校に情報提供する。

2 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、目標、内容、その他必要な事項について定める。
- (2) 業務量管理・健康確保措置実施計画を策定又は変更したときは、公表および総合教育会議に報告する。
- (3) 毎年度、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告する。

※なお、国の指針に沿って改定した本取組方針をもって、山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画とする。

3 県立学校への指導・支援

- (1) 学校の働き方改革推進のための組織設置に対して指導・支援を行う。
- (2) 民間ノウハウを活用した校内ワークショップの実施に対して指導・支援を行う。
- (3) 学校訪問時等に、所属職員の勤務状況や校内ワークショップによる取組の進捗状況等について指導・助言又は援助を行う。
- (4) 学校運営協議会で承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、各校における業務量管理・健康確保措置実施計画の実施内容を含めることに対して指導・助言を行う。

4 市町村（組合）教育委員会への指導・助言又は援助等

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導・助言又は援助を行う。
- (2) 学校における働き方改革推進のための組織設置に対して指導・助言又は援助を行う。
- (3) 取組方針に基づいて各市町村（組合）教育委員会が取り込まれる内容の進捗状況等について、指導・助言又は援助を行う。

教育事務所

1 市町村（組合）教育委員会への指導・助言又は援助

- (1) 市町村（組合）教育委員会と密接な連携を図り、小中学校の働き方改革推進が着実に進むよう指導・助言又は援助を行う。

2 管内の小中学校の働き方改革推進の指導・助言又は援助

- (1) 市町村教育委員会の指導主事等と連携を図り、民間ノウハウを活用した校内ワークショップの実施に対して指導・助言又は援助を行う。
- (2) 学校訪問時等に、各小中学校の所属職員の勤務状況や校内ワークショップによる取組の進捗状況等について指導・助言又は援助を行う。
- (3) モデルとなる事例等については、学校訪問等を通じ管内の小中学校に普及する。

市町村（組合）教育委員会

1 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する。
- (2) 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、目標、内容その他必要な事項について定める。
- (3) 業務量管理・健康確保措置実施計画を策定又は変更したときは、公表及び総合教育会議に報告する。
- (4) 毎年度、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告する。

2 学校の働き方改革推進のための組織づくりと取組方針等の策定・改訂

- (1) 県教育委員会の組織体制を参考に、学校における働き方改革推進のための委員会等の組織を設置する。
- (2) 各市町村（組合）の現状と課題を踏まえ、取組方針に沿った取組方針を策定・

改訂し、実効性のある取組を進める。

- (3) 各市町村（組合）の「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の業務量の適切な管理を行い、在校等時間の上限が守られるよう取組を進める。

3 管下の小中学校への指導・支援

- (1) 学校の働き方改革推進のための組織設置に対して指導・支援を行う。
- (2) 教育事務所の指導主事等と連携を図り、民間ノウハウを活用した校内ワークショップの実施に対して指導・支援を行う。
- (3) 学校訪問時等に、各小中学校の所属職員の勤務状況や校内ワークショップによる取組の進捗状況等について指導・助言又は援助を行う。
- (4) モデルとなる事例等については、学校訪問等を通じ管下の小中学校に普及する。

学校

1 「業務量管理・健康確保措置実施計画」を踏まえた改善

- (1) 学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとする。
- (2) 学校運営協議会で承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施内容を含める。

2 学校の働き方改革推進のための組織づくり

- (1) 県教育委員会の組織体制を参考に、学校における働き方改革推進のための委員会等の組織を設置する。

3 学校の働き方改革の推進

- (1) 管理職のマネジメントとリーダーシップのもと、すべての教職員が、取組方針に基づく取組や校内ワークショップを踏まえた取組を主体的に実行し、PDCAサイクルにより改善を図る。

5. 学校の働き方改革推進の具体的な取組内容と取組主体

凡例

県：県教育委員会 事：教育事務所 セ：総合教育センター 地：市町村（組合）
教育委員会 学：学校 教：教職員 「○」：取組主体 「・」：指導・助言・支援

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
1. 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底						
① 勤務状況の見える化実施						
ア) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表（R8年度～） ・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に関わって、県は市町村（組合）教育委員会へ指導助言を行う。 ・県は自身（山梨県教育委員会）の働き方改革を推進するとともに、市町村（組合）教育委員会における働き方改革に対して伴走支援を行う。	○	・		○		
イ) 業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況の総合教育会議への報告（R8年度～）	○	・		○		
ウ) 学校は学校運営協議会等で各教育委員会の定める業務量管理・健康確保措置実施計画について、説明し理解を求める。	・	・		・	○	
エ) 保護者や地域に自校の教員の長時間勤務の状況を公表	・	・		・	○	
② 勤務時間管理の徹底						
ア) ICTの活用等による客観的・適切な計測（含：遠足等の校外での職務）	・	・		・	○	
イ) 勤務実態に基づく正確な時間を記録することを徹底	・	・		・	○	○
ウ) 業務の持ち帰りを行わないことを徹底	・	・		・	○	・
エ) 「上限方針」を踏まえた取組の推進	○	・		○	○	○
③ 学校閉庁日の設定 指針（10）						
ア) 学校閉庁日の設定及びまとまった年次有給休暇の取得を含めた、休暇取得の促進	○	・		○	○	・
④ 「きずなの日」の着実な推進						
ア) 「きずなの日」における早めの退校の促進	・	・		・	○	・
イ) 原則、第一・第三月曜日に「きずなの日」を年間20回以上実施	・	・		・	○	

⑤ 定時退校日及び退校時間の設定						
ア) 定時退校日を年間20回以上実施（「きずなの日」と同日も可）	•	•		•	○	
イ) 最終退校時刻の設定・実施（遅くとも〇〇時まで等）	•	•		•	○	
ウ) 勤務時間外での保護者等の連絡体制の整備（留守番電話やSNS等）	○	•		○	○	
指針(3)へ						
⑥ 1年単位の变形労働時間制についての検討						
ア) 国及び他都道府県の動向を注視した制度運営上の課題の検討	○					

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
2. 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底						
① 教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進						
ア) ストレスチェック・定期健康診断等の実施 指針(8)	○	•		○	○	
イ) 所属長等の助言によるラインケアの推進	○	•		○	○	
ウ) 教職員自らの健康管理と安全管理についての意識改革	○	•		•	○	○
エ) 長時間勤務者の報告による産業医等の面接による指導・助言 指針(6)	○	•		○	○	
オ) 心身の健康相談窓口等の設置と効果的な活用の推進 指針(9)	○	•		○	•	
カ) メンタルヘルスに関する研修の実施	○	•	○	○	•	
② 効果的な勤務時間の割り振り						
ア) 必要に応じた時差出勤の活用と、効果的な勤務時間の割り振りの検討・実施 指針(11)	•	•		•	○	
③ 勤務間インターバルの検討・実施						
ア) 睡眠時間の確保等、勤務間インターバルの確保の趣旨の浸透（11時間を確保） 指針(7)	○	•		○	○	
イ) 勤務間インターバルの確保のための校内体制の検討・実施	○	•		○	○	

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
3. 民間ノウハウの活用・学校の自律自走						
① 学校による主体的な取組の推進						
ア) 校内ワークショップの実施（民間ノウハウの活用）	○	○	○	○	○	○
イ) PDCAによる取組の実行・改善・強化	•	•		•	○	
② 管理職のマネジメント力の向上・リーダーシップの発揮						
ア) 管理職対象の働き方改革に係る研修会の実施	○	•	○	○		

イ) 管理主事・指導主事等の学校訪問時の指導・助言	○	○	○	○		
ウ) 所属職員の在校等時間等の適切な把握	●	●		●	○	
工) 自校の重点目標や経営方針に働き方改革の内容の明記	●	●		●	○	
オ) 校長のリーダーシップによる教職員のアイデアを活かした取組実行					○	
カ) 前例踏襲ではない、所属職員の業務内容や勤務状況を踏まえた改善	●	●		●	○	
キ) 学校の働き方改革に関する観点の学校評価への位置付け	●	●		●	○	
ク) 学校評価に基づく学校運営の改善措置への業務量管理・健康確保措置実施計画の反映（R8年度～） 指針（3）ト	●	●		●	○	
ケ) 所属職員の主体的な取組を促し、働きやすさと働きがいの両立する職場づくりを推進	●	●		●	○	
③ 一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革						
ア) 教職員へ取組方針を周知し、働き方改革の目的や取組を確認	●	●		●	○	○
イ) 教職員間での課題意識の共有と、削減する業務の洗い出し	●	●		●	○	○
ウ) 長時間勤務の縮減や業務改善の観点を自己観察書に明記	●	●		●	○	○
エ) 自身の働き方を見つめ直し、自分事として働き方改革の取組を実行					●	○

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
4. 校務の改善・効率化・明確化						
① 業務の役割分担の見直しと適正化						
ア) 「学校と教師の業務の3分類19項目」についての取組の更なる推進	○	●		○	○	
② 行事・会議等の精選・重点化						
ア) 学校行事・会議の精選、大胆な見直し 指針（3）ク	●	●		●	○	
イ) 委員会・校務分掌等の組織の統一や見直し、大胆な業務効率化	●	●		●	○	
③ 教育委員会が主催する会議・研修会の見直し						
ア) 会議の削減やオンラインとの併用による効率化と負担軽減	○	○	○	○		
イ) 県と市町村（組合）教育委員会等で重複した研修の整理・精選	○	○	○	○		
ウ) 研修報告書等の簡素化	○	○	○	○		
④ 学校現場への文書半減プロジェクト（学校の文書事務の縮減・団体からの児童生徒の作品募集について学校の負担軽減） 3分類⑥関係						
ア) 他部局や他団体への継続した働きかけ（募集・案内チラシの一律配付をせず）	○	○	○	○		
イ) 調査の内容、頻度、方法の大胆な見直しや縮減	○	○	○	○		
ウ) 学校現場の負担軽減に資するための取組方法等の適宜見直し	○	○	○	○		

工) 作品募集に係る学校の負担軽減について、募集团体への周知【新】	○			○	○	
⑤ ICT等を活用した業務改善 3分類⑦⑮⑯関係						
ア) 学校事務の一層の効率化（統合型校務支援システム等の活用）	•	•		•	○	
イ) チャット機能の活用（校内の連絡・情報共有・データ配付等）	•	•		•	○	
ウ) 共同編集やアンケート機能の活用（日程調整や集計、資料作成）	•	•		•	○	
エ) e-ラーニング等によるオンデマンド型研修会の推進	•	•	○	•	•	
オ) 会議や研修の目的にあわせたオンラインの活用による効率化	•	•	•	•	○	
カ) ICTの効果的な活用（教材等の共有化、デジタル教材の活用、小テストの作成・採点及び評価等）	•	•		•	○	
キ) 業務のデジタル化による、従来の業務手順などの見直しによる校務DXを通じた働き方の改善	•	•		•	○	•
⑥ 外部人材の確保・活用 3分類⑤⑦⑧⑭⑮⑯⑰⑱関係						
ア) 支援スタッフ、SC、SSW、スクールロイヤー、ICT支援員等の活用 支援スタッフ・教材等の印刷、物品準備、採点、提出物の確認、給食の時間における対応、学校行事の準備運営、進路指導の準備ほか SC、SSW・・・支援が必要な児童生徒や保護者への対応ほか スクールロイヤー・・・法的なアドバイスが必要な事案への相談 ICT支援員・・・学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理、ネットワーク設備の保守・管理ほか	○	○		○	○	
イ) 人材バンク制度の効果的な活用	○	○		○	○	
⑦ 会計業務の管理に係る検討 3分類③関係						
ア) 給食費の公会計化の導入・活用の更なる推進	○	•		○	•	
イ) 学校徴収金徴収業務の効率化の推進	○	•		○	○	
⑧ 若手教員のサポート 指針(3)ホ						
ア) 管理職の声かけや、教材の共有・OJTによる若手教員の育成	•	•		•	○	
イ) 小中学校におけるアドバンスティチャーの活用	○	•		○	○	
⑨ 事務職員と教員の連携・協働の推進 3分類⑩関係						
ア) 事務職員の専門性を生かした、学校運営における教員との連携・協働 広報資料・ウェブサイトの作成管理 学校行事の準備運営 ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理 調査・統計への回答	•	•		•	○	•

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
5. 部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減 3分類⑬関係						
① 休日の部活動の地域展開（中学校）						
ア) 休日部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の促進	○	●		○		
イ) 地域クラブ活動の指導者の配置促進	○	●		○		
② 部活動指導員等外部人材の活用						
ア) 部活動指導員の確保と配置（中学校）	○	●		○	○	
イ) 運動部活動等外部指導者の配置促進	○	●		○	○	
③ 学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守						
ア) 「学校の部活動に係る活動方針」の策定・公表	○	●		○	○	
イ) 「学校の部活動に係る活動方針」に基づいた、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成	○	●		○	○	
ウ) 指導・運営に係る体制の構築	●	●		●	○	
エ) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	●	●		●	○	
オ) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を確保（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上）	●	●		●	○	
カ) 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度の活動時間の設定	●	●		●	○	
キ) 参加する大会や練習試合、コンクール等の見直し	●	●		●	○	
ク) 県小中体連、県高体連、県高文連、県高野連等の関係機関に対する「学校部活動等に関する総合的なガイドライン」の徹底要請	○	●		○		
④ 大学との連携による地域展開の推進						
ア) 大学と連携した指導者の育成	○					

具体的な取組内容	取組の主体					
	県	事	セ	地	学	教
6. P T A ・ 地域 ・ 関係諸団体との連携						
① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進						
ア) 学校運営協議会等を通じた、教職員の働き方をサポートするための連携・協働した取組の実施	●	●		●	○	
イ) 学校職員以外の地域学校協働活動推進員等による地域人材等との連絡調整役の設置 3分類⑭関係	○	●		○	○	

ウ) 地域人材によるボランティアの活用 3分類①①②関係 <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動 ・児童生徒の学習活動や休み時間のサポート ・校内清掃への支援 など 	•	•		•	○	
② P T A ・ 保護者 ・ 地域の理解を求める取組の実施						
ア) 自校の働き方改革の取組を P T A 総会、学校評議員会等で説明、及び 学校運営協議会で承認	•	•		•	○	
イ) 放課後・夜間の校外の見回りや、児童生徒が補導された際の警察での 引き取りは、指導に関し緊急な措置を要する特別な場合を除き、学校の 対応としない【新】 3分類②関係	•	•		•	○	
ウ) 県立学校に係る「関係者からの過剰な要求等への対応方針」の周知、 及び市町村（組合）教育委員会への情報提供【新】 3分類⑤関係	○			•		
③ 関係諸団体との連携						
ア) 関係諸団体が主催する会議、研修、調査、大会、出品等の削減や縮減 に向けた働きかけ	○	•		○	•	

具体的な取組内容	取組の主体					
★ 働き方改革により教職員の余白の時間を生み出し、子供主体の授業への改善・効果的な教育活動を推進	県	事	セ	地	学	教
① 少人数教育の推進 指針 (4)						
ア) 教員が余裕をもってきめ細かな指導ができるように、少人数教育を推進 (小中学校)	○					
② 教育課程の工夫・見直し 指針 (3) イ、ハ						
ア) 日課表や授業時数の工夫・見直し等の積極的な取組実施	•	•		•	○	
③ 小学校教科担任制の拡大						
ア) 授業の質の向上のための小学校教科担任制による授業準備の効率化	•	•		•	○	
④ チーム担任制の検討						
ア) 学級運営や事案対処に複数人で対応する体制づくりの検討	•	•		•	○	•

6. 関連する取組、今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、県立学校や小中学校の在校等時間の状況を把握し、県教育委員会のHPで公表するとともに、毎年度、総合教育会議に報告する。
- 山梨県公立学校働き方改革推進委員会において、取組の進捗状況を共有・検討し、より効果的な取組となるよう改善を図る。
- 県教育委員会は県立学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校には、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、教育委員会として様々な機会を捉えて本計画の周知を行うとともに、働き方改革に関する研修やワークショップを実施するなどプッシュ型で支援する。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 長期休業中の児童生徒の作品募集依頼については、関係諸団体に働きかけ個人応募を原則とし、作品選考やとりまとめを学校に任せることがないよう、学校の負担軽減を図る。
- 県教育委員会は保護者・県民に向けた学校の働き方改革への理解を求めるメッセージをHPで発信する。

7. 学校の働き方改革「校内ワークショップ」

概要

学校ごとに進める取組

- 学校の働き方改革についての**校内ワークショップを開催する。**
- 校内ワークショップを踏まえた**具体的な改善策に取り組む。**
- 取組状況を確認しながら、適宜、取組方法等を見直して**改善をはかる。**

目的

- 学校の主体的な取組をサポートし、**学校が自律・自走できるようにする。**
- これまでの常識や慣習にとらわれることなく、**思考を大胆に転換させて、教職員同士が本音で対話**することで、**具体的な解決策を話し合い、柔軟に学校の業務や働き方を見直す機会とする。**

考え方

- (1) 県・市町村教育委員会の指導主事等（※）が、県内の公立小・中学校、県立学校等に出向き、校内ワークショップを実施する。
- (2) 校内ワークショップを参観した他校の管理職が、**指導主事等に代わって自校のワークショップを独自に開催したり、校内ワークショップ経験者が他校のワークショップを開催したりすることを奨励し、**県内展開を加速させていく。
- (3) 指導主事等が学校に出向いて実施する校内ワークショップについては、令和7年度から令和9年度までの**3年間で県内すべての学校が実施する。**
- (4) 校内ワークショップで確認した取組を学校が主体的に推進できるよう、**指導主事等による学校訪問等の機会を通じて指導・助言を行い、**学校の自律・自走を推進する。
- (5) 校内ワークショップ実施後は、**取組状況等をフォローアップしながら、更に取組を改善・強化し、取組の成果を最大化する。**

※県・市町村教育委員会の指導主事等は、校内ワークショップの実施に必要なスキルを習得する。

進め方

- (1) 校内研修の1つとして位置付ける。(年間の研修の1コマを当てる。)
- (2) 教職員全員の参加を原則
- (3) 校内ワークショップの進め方は、民間事業者が提供するプログラムの中から、学校の状況を踏まえて決定
- (4) 実施時間は、おおむね60分～90分
- (5) 実施時期は、4月～2月の期間
- (6) 実施回数は、初回(キックオフ)は必須とし、その後は、必要に応じて開催
- (7) 校内ワークショップでの話し合いをもとに、具体的な取組内容を決定し、**実際に取組を実施**
 ※ 取組内容については、教育委員会に報告
- (8) 各校の取組については、**PDCAサイクルにより改善**(参考様式：取組シートやP18「セルフチェックシート(学校版)」を適宜、活用)
- (9) 校内ワークショップの実施については、目標の達成状況や学校の状況等により、**適宜、見直し**

参考様式

働き方改革校内ワークショップ 取組シート					
学校名					
記載者	役職		氏名		
実施日	ワークショップ実施	月	日()	取組開始	月 日()
取組名					
取組内容					
自己評価	～ めざせ！ 5つ星 ～				
月 日	☆	☆	☆	☆	☆
月 日	☆	☆	☆	☆	☆

「学校における働き方改革の取組 セルフチェックシート」(学校版)

◆セルフチェックのために、各校でご自由にご活用ください。

【年度始め】 ①学校独自の取組を記入する。 (校内ワークショップで決まった取組も記入) ②重点項目の中から、年度ごとに、自校が取り組む項目を決定 重点欄 「★」:本年度取り組む項目	【年度末】 チェック欄 「◎」:十分取り組めた 「○」:おおむね取り組めた 「△」:あまり取り組めなかった 「×」:取り組めなかった	【次年度に向けて】 →「◎」や「○」が付かない項目は、 まだ改善できる可能性がありますので、 具体的な対応策を考えて取り組 みましょう。	学校名							
			R7	R8	R9	R10	R11			
★学校独自の取組項目			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
独自①										
独自②										
独自③										
独自④										
独自⑤										
重点項目 1【勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①勤務状況の見える化実施	業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況(策定・公表、総合教育会議へ報告、学校運営協議会等で説明)									
②勤務時間管理の徹底	客観的計測/正確な勤務時間の記録/持ち帰り仕事をしない/上限方針(月45時間・年360時間)取組									
③学校閉庁日の設定	休暇取得の促進									
④「きずなの日」の着実な推進	早めの退校促進/年間20回以上実施									
⑤定時退校日及び退校時間の設定	年間20回以上実施/最終退校時刻の設定/時間外の保護者等との連絡体制整備(留守番電話SNS等の活用)									
⑥1年単位の変形労働時間制についての検討	制度運用上の課題検討									
重点項目 2【勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進	ストレスチェック等の実施/管理職によるラインケア/産業医の面接指導の実施/メンタルヘルス研修の実施									
②効果的な勤務時間の割り振り	時差出勤の活用									
③勤務間インターバルの検討・実施	勤務間インターバルの趣旨の周知/校内体制の検討・実施									
重点項目 3【民間ノウハウの活用・学校の自律自走】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①学校による主体的な取組の推進	校内ワークショップの開催/PDCAによる取組の実行・改善・強化									
②管理職のマネジメント力向上・リーダーシップの発揮	学校経営方針に明記/学校評価での改善に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を反映									
③一人ひとりの教職員による働き方改革の見直し・意識改革	取組方針の周知/自己観察書に働き方改革について明記/自分事として実行									
重点項目 4【校務の改善・効率化・明確化】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①業務の役割分担の見直しと適正化	学校が担うべき業務など、3分額19項目の更なる推進									
②行事・会議等の精選・重点化	学校行事・会議等の大胆な見直し/分掌・組織等の思い切った業務効率化									
③教育委員会の会議・研修会の見直し	オンラインの併用/報告書の簡素化									
④学校現場への働きかけ強化プロジェクト	学校全体への働きかけ強化/調査等の削減・見直し/募集団体へ負担軽減の周知									
⑤ICT等を活用した業務改善	校務支援システムによる事務の効率化/チャットやアンケート機能の活用/オンラインの活用/校務DXの推進									
⑥外部人材の確保・活用	支援スタッフ・SC・SSW・スクールロイヤー・ICT支援員等の活用									
⑦会計業務の管理の改善	給食費公会計化/学校徴収金徴収業務の効率化									
⑧若手教員へのサポート	OJTによる若手教員の育成/アドバンスティーチャーの活用									
⑨事務職員と教員の連携・協働	事務職員の専門性を生かした学校運営への参画									
重点項目 5【部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①休日の部活動の地域展開(中学校)	地域連携・地域クラブ活動への移行促進/指導者の配置促進									
②部活動指導員等外部人材の活用	部活動指導員の活用/部活動外部指導者の活用									
③学校部活動等に関する総合的なガイドラインの遵守	合理的で効率的・効果的な活動/ガイドラインを踏まえた指導(週2日の休養日・平日2時間休日3時間程度)									
④大学との連携による地域展開の推進	部活動指導者の育成									
重点項目 6【PTA・地域・関係諸団体との連携】			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	学校運営協議会での働き方改革への協力依頼/連絡調整役を地域学校協働活動推進員等の学校職員以外が担当									
②PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施	PTA総会等での自校の取組の説明									
③関係諸団体との連携	関係団体が主催の会議・研修・調査、大会、出品等の削減への働きかけ									
★働き方改革により教職員の余白の時間を生み出し、子供主体の授業への改善・効果的な教育活動を推進			重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック	重点	チェック
①少人数教育の推進	余裕を持ったきめ細かな指導									
②教育課程の工夫・見直し	日課表の工夫/授業時数の点検(年間1,086単位時間以上の場合は見直し)									
③小学校教科担任制の拡大	教材研究や授業準備の効率化による教育の質の向上									
④チーム担任制の検討	学級運営や事業対応に複数人で対応する体制づくり									

※「学校における働き方改革の取組 セルフチェックシート」(学校版)は、各校で、適宜、様式を変更するなど、ご自由にご活用ください。

県立学校の取組内容についての具体と重点

以下の項目は、山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画の実効的な取組を推進する観点から、山梨県教育委員会及び各県立学校が優先的に取り組む内容を定めたものである。

注：【 】や ア)、イ)、ウ) などの内容は、P13「5. 学校の働き方改革推進の具体的な取組内容と取り組み主体」の「具体的な取組内容」の関連する項目を示している。

(1) 県が主体となって進める取組内容

【1. ③学校閉庁日の設定】

- ア) 学校閉庁日の設定及びまとまった年次有給休暇の取得を含めた、休暇取得の促進
⇒連続した学校閉庁日の設定の目安を示すとともに、当該期間中のまとまった年次有給休暇の取得を促進する。

【2. ①教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進】

「山梨県教育委員会心の健康づくり指針」を本計画の健康確保措置における細則として位置づけ、以下の取組を重点的に行う。

- ア) ストレスチェック・定期健康診断の実施
⇒ストレスチェックや定期健康診断を実施し、教職員が自身の健康やストレス状況を把握するとともに、自ら早期に対処できるよう健康管理の意識改革を行う。
- エ) 長時間勤務者の報告による産業医等の面接による指導・助言
⇒長時間勤務によるメンタル不調などを未然に防ぐため、時間外在校等時間が一定以上の教職員に対し、産業医（衛生管理医）等による面談・指導を受けやすい体制をつくり、指導に基づく健康管理（睡眠時間の確保含む）の充実を図る。
- オ) 心身の健康相談窓口等の設置と効果的な活用の推進
⇒心身の不安、対人関係、職場のストレス等の悩みについての相談体制を充実させるとともに、相談窓口等の周知を図る

【3. ①学校による主体的な取組の推進】

- イ) P D C Aによる取組の実行・改善・強化
⇒学校訪問を中心とした指導主事による継続的な取組の伴走支援と学校独自の計画に基づくワークショップの評価

【5. ③学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

ウ) 指導・運営に係る体制の構築

⇒ガイドラインの遵守に向けた指導・運営に係る体制のあり方について検討

オ) 学期中は週当たり2日以上の休養日の確保

⇒部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」の実施に向けた指導・助言

◆学期中は、週当たり2日以上の休養日进行を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より抜粋

【6. ②PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施】

イ) 放課後・夜間の校外的見回りや、児童生徒が補導された際の警察での引き取りは、指導に関し緊急な措置を要する特別な場合を除き学校対応としない

ウ) 県立学校に係る「関係者からの過剰な要求等への対応方針」の周知、及び市町村(組合)教育委員会への情報提供

⇒「教育長メッセージ」の発出等を通じた保護者等への周知

(2) 学校が主体となって進める取組内容

【1. ①勤務状況の見える化】

工) 保護者や地域に自校の教員の長時間勤務の状況を公表

【6. ②PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施】

ア) 自校の働き方改革の取組をPTA総会、学校評議員会等で説明、及び学校運営協議会で承認

イ) 放課後・夜間の校外的見回りや、児童生徒が補導された際の警察での引き取りは、指導に関し緊急な措置を要する特別な場合を除き学校対応としないことを周知

ウ) 県立学校に係る「関係者からの過剰な要求等への対応方針」の周知、及び市町村(組合)教育委員会への情報提供

⇒県教委が集計した自校の時間外勤務時間の状況及び取組について、学校運営協議会で報告及び承認を得る。また、PTA総会で説明もしくは自校のホームページに掲載する。同時に、取組の一つとして、時間外における補導時の保護者による警察への対応や、関係者からの過剰な要求等への対応方針(「教育長メッセージ」に掲載)について、説明または掲載する。

【1. ⑤定時退校日及び退校時間の設定】

ア) 定時退校日を年間 20 回以上実施（「きずなの日」と同日も可）

⇒年間予定表への位置づけ

イ) 最終退校時刻の設定・実施（遅くとも〇〇時まで等）

⇒令和 8 年度中に最終退校時刻を設定し、日課表等（職員室掲示）に記載（見える化）

【3. ①学校による主体的な取組の推進】

イ) P D C A による取組の実行・改善・強化

⇒働き方改革ワークショップ等で職員から出された業務改善アイデアに基づく取組の実施

【3. ③一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革】

ウ) 長時間勤務の縮減や業務改善の観点を自己観察書に明記

⇒業務改善の具体策や数値を用いた目標（退校時刻・月当たりの時間外在校等時間の上限等）を明記・評価

【5. ③学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

オ) 学期中は週当たり 2 日以上の休養日の確保

⇒部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」に則り休養日を設定

◆学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設定する。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教育内大会 4 週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より抜粋